

當時の公も福の治めは見へるなり

自らは暇目して太平の治の如く散りし事若くは愛國戦友

但又父母福に接する時何れか説か申し福も亦た

當時の公も福の治めは見へるなり

祖國の再建を他國より建設の音を聞きし

此の如く接する中福と始めより一旅の中

中幸し申さるる事今も家に居るよりかういふ

昭和二十二年二月二十五日

福

死歿者調書

李
鑑

魂住

所屬部隊

國年

卷一百一十五

底名

役種

兵禮

五

元年

金瑞祥

戊子年四月

天分航空基地 昭和二十一年七月十一日二〇五〇發

勤勞、儉要

寶曆(六)年正月

病名(受傷部位)

戰歿時狀況

昭和二十年七月十一日 本邦東南方面敵機司令部東京第一陸上攻撃隊二搭乗
四國南方方面夜間明戦、命ヲ授ケ首隊一六陸上攻撃隊二搭乗
二〇二〇大分基地ヲ襲撃以テ通信連絡断絶ヲ遂ニ本隊運ニシリ
密閉敵機司令部東京方面南方方面在在距離各百キロ以上離れて同夜
他二二機、本隊基盤ヲ出レ内一機敵機ト交戦セテ本隊有戦
面ニ対シ夜戦ノ結果ヒント確実ナシモ同機、敵夜戦トシ交戦ノ有
無ハ明瞭ナク又本隊四機凡州方面云々、不慮ニシテ基地降
按ハ相当困難ト認めヤキ状況ニシテ本隊運ニシテ交戦ノ結果トシ
之ヲ決定スル補用機トシテ本隊同機ニ同レ何等ノ消息無
本隊基盤ニ在リ、明瞭ニ得ヤキ町長、本隊ヲ得テ本隊基盤ニ在リ

昭和二十一年十一月九日

本籍地	現住所	所屬部隊	姓名
		第七十八〇一	
		上等兵	入籍番號
		歩隊	

備考

- (一) 本調査は部隊長又は班長級者による。於て、呉地方領内、由余り、部長、班長の
通報など、認めらるゝものに付、記載する。
(二) 呉鎮花は、格有の特務士、准士官、下士官等に付、記載すること。
(三) 同府県人は、勿論、他府縣出身者につゞき、記載すること。
(四) 知得し、ある範圍で、出来、限り、詳細に記載すること。
(五) 他人の、因り、承知、し、事項、は、若し、該欄に、相手方と、記載、すること。
(六) 送付先

吳興方隱員局人事部長宛

死に場所

死に年月日

死に時の状況

死の通達承知

中二篇番

世系

者親任

の所属部

備考

青津巻込 掃部使 赤松の丸

昭和三十七年四月二十五日

掃部中機要係

昭和三十七年四月二十五日

寄綴上水

[Redacted block]

右

羅漢特別根據地隊有線水道隊

一本調書目記読者の身の上関係一何れに述べたことである

憶重に且て詳細に記入して下さる

二他人が関心する事項は其の他各書に記すべし資料は

皆仔細に記入して下さい

此の通り一冊に記し、各分属の
 全名を記し、地名を記し、各分属の

昭和二年一月十五日 一九〇〇年
 昭和二年一月十五日 一九〇〇年

昭和二年一月十五日 一九〇〇年
 昭和二年一月十五日 一九〇〇年

昭和二年一月十五日 一九〇〇年
 昭和二年一月十五日 一九〇〇年

昭和二年一月十五日 一九〇〇年
 昭和二年一月十五日 一九〇〇年

昭和二年一月十五日 一九〇〇年
 昭和二年一月十五日 一九〇〇年

昭和二年一月十五日 一九〇〇年
 昭和二年一月十五日 一九〇〇年

昭和二年一月十五日 一九〇〇年
 昭和二年一月十五日 一九〇〇年

昭和二年一月十五日 一九〇〇年
 昭和二年一月十五日 一九〇〇年

昭和二年一月十五日 一九〇〇年
 昭和二年一月十五日 一九〇〇年

昭和二年一月十五日 一九〇〇年
 昭和二年一月十五日 一九〇〇年

昭和二年一月十五日 一九〇〇年
 昭和二年一月十五日 一九〇〇年

昭和二年一月十五日 一九〇〇年
 昭和二年一月十五日 一九〇〇年

昭和二年一月十五日 一九〇〇年
 昭和二年一月十五日 一九〇〇年

昭和二年一月十五日 一九〇〇年
 昭和二年一月十五日 一九〇〇年

昭和二年一月十五日 一九〇〇年
 昭和二年一月十五日 一九〇〇年

昭和二年一月十五日 一九〇〇年
 昭和二年一月十五日 一九〇〇年

昭和二年一月十五日 一九〇〇年
 昭和二年一月十五日 一九〇〇年

昭和二年一月十五日 一九〇〇年
 昭和二年一月十五日 一九〇〇年

昭和二年一月十五日 一九〇〇年
 昭和二年一月十五日 一九〇〇年

21

(白) 歸還者から何が通知があつたか (白) 其の他のどこから何か通知があつたか (右通知した人の住所氏名)	昭和二十一年八月一日又は其の後に未復員届を出したか 出してなければその理由	家族渡受領の情况及取扱経理部	其の他究明上参考となるべき事項	世話課(科)資料及所見	佐人資料
				22, 26 此後常調書送中	22, 26 此後常調書送中
ばら等	ばら等 行方不明者 不明者 生事 故 年月日 場所	ばら等 作職 職 月日 収容 年	ばら等 本人の消息をよく知つてゐると思はれる者の住所氏名 其の他究明上参考となるべき事項		

戦死確証資料

一 申告者 二 被害者

一 戦死者 海軍参備兵長

一 本籍地

一 戦死年月日 昭和二十年十月十八日一〇〇〇頃

一 戦死場所 「ガルネオ」 「バリツクメバン」 (スモイノ、コロイリン)

一 所属部隊 東部航空隊 「バリツクメバン」 派遣隊

一 遺骨処理状況 「コロイリン」にて埋葬す

戦死當時の状況

昭和二十年十月十八日一〇〇〇頃 「バリツクメバン」 「スモイノ」
「コロイリン」地区に居住民の民衆が於て指揮官より「タラカン」の戦
闘激戦中敵「タラマン」戦機六機の集中銃撃を受け、参謀長は胸部
及左大腿部貫通銃創に因り即死す
死体は「コロイリン」にて埋葬せり

(終)

現認証明書

第三共栄丸機関員心得

一、死亡確認年月日 昭和二十年七月三十日〇五時三十分

一、死亡確認場所 支那海 夕イ湾口

一、死亡確認状況

本船昭和二十年七月三十日〇五時三十分前記場所航行中奥雷攻撃ヲ受ケ大爆発船体沈没ト共ニ戦死セル事ヲ確認ス
右現認ス

昭和二十年三月三十日

第三共栄丸 船長

現認証明書

第三共栄丸機関員

一、死七確認年月日

昭和三十年七月二十日〇五時三十分

一、死七確認場所

支那海タイ湾口

一、死七確認状況

本船昭和三十年七月二十日〇五時三十分前記場所航行中魚雷攻撃ヲ受ケ大爆令発船体沈没ト共ニ戦死セル事ヲ確認ス
右現認ス

昭和三十年三月二十日

第三共栄丸船長

現認証明書

第三共栄丸 機長員

一、死亡確認年月日 昭和三十年七月三十日〇五時三十分

一、死亡確認場所 支那海タイ湾口

一、死亡確認状況

本船昭和三十年七月三十日〇五時三十分前記場所航行中突然雷攻撃ヲ多ク大爆発船体沈没ト共ニ戦死セル事ヲ確認ス
右現認ス

昭和三十年三月二十日

第三共栄丸 船長

要

現認証明書

第三共栄丸 副主

一、死亡確認年月日 昭和二十一年七月二十日〇五時三十分

二、死亡確認場所 支那海 タイ湾口

一、死亡確認状況

本船昭和二十一年七月二十日〇五時三十分前記場所航行中奥雷攻撃を受け多量に爆発船体破損ト共ニ戦死セリ事ヲ認ス
右現認ス

昭和二十一年三月二十日

第三共栄丸 船長

現認証明書

第三共栄丸 操機手

一、死七確認年月日 昭和三年七月三十日五時三十分

二、死七確認場所 支那海 タイ湾口

三、死七確認状況

本船昭和三年七月三十日五時三十分前記場所航行中奥雷攻撃ヲ
受テ大爆発船体沈没ト共ニ戦死セル事ヲ確認ス
右現認ス

昭和三年三月二十日

第三共栄丸 船長

現認証明書

第三共栄丸 操縦長

一、死亡確認年月日 昭和二十一年七月三十日〇五時三十分

一、死亡確認場所 支那海 タイ湾口

一、死亡確認状況

本船昭和二十一年七月三十日〇五時三十分前記場所航行中奥雷攻撃ヲ
受ケ大爆発船体沈没ト共ニ戦死セル事ヲ確認ス

右現認ス

昭和二十一年三月二十日

第三共栄丸 船長

現認証明書

第三共栄丸 一等機関士

一、死亡確認年月日 昭和三十一年七月二十日〇五時三十分

一、死亡確認場所 支那海、タイマ口

一、死亡確認状況

本船昭和三十一年七月二十日〇五時三十分前記場所航行中奥雷攻撃ヲ受テ大爆発船体沈没ト共ニ戦死セラル確認ス
右現認ス

昭和三十一年三月二十日

第三共栄丸 船長

現認証明書

第三共栄丸機関長

一、死亡確認年月日 昭和三十年七月三十日〇五時三十分

一、死亡確認場所 支那海タイ湾口

一、死亡確認状況

本船昭和三十年七月三十日〇五時三十分前記場所航行中、魚大雷攻撃を受け大爆発、船体沈没ト共ニ戦死セル事ヲ確認ス
右現認ス

昭和三十年三月二十日

第三共栄丸 船長